おおいたパートナーシップ宣誓制度 ガイドブック



大分市

もくじ

1	パートナーシップ宣誓をご検討中のみなさまへ・・・・・・・1
2	おおいたパートナーシップ宣誓制度とは?・・・・・・・・2 ◇ 制度の概要 ◇ 制度を利用できる方
3	宣誓に必要なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4	宣誓手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	宣誓当日の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・5
6	宣誓後について・・・・・・・・・・・・・・・・・6
7	おおいたパートナーシップ宣誓制度に関するQ&A ・・・・・1C
8	参考資料(要綱)・・・・・・・・・・・・・・・・13
9	電話相談・性的マイノリティに関する関連団体 ・・・・・・25



1 パートナーシップ宣誓をご検討中のみなさまへ

大分市は、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指しています。

この理念に基づき、多様な性のありようへの理解を深めて、性的マイノリティ(性的少数者)の方々が暮らしやすい地域社会につなげるため「おおいたパートナーシップ宣誓制度」の運用を令和5年9月1日から開始しました。

制度を導入することで、多様な性のありように関する理解が広がり、誰もが自分らしい生き方ができる地域社会が実現できることを期待しています。



2 おおいたパートナーシップ宣誓制度とは?

♦ 制度の概要

一方または双方が性的マイノリティのお二人が、お互いを人生のパートナーと して日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、 大分市が宣誓の事実を認めるとともに受領証等を交付する制度です。

この制度は法律上の婚姻とは異なり、相続や税の控除などの法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓することにより大分市の一部の行政サービスが利用可能になります。

◇ 宣誓することができる方

次の①~⑤のすべてに該当する、一方または双方が性的マイノリティのお二人 が対象となります。

- (1) 双方が民法で規定する成年に達していること
- ② 一方または双方が市内在住、または本市に 14 日以内に転入を予定していること
 - ※双方が市外在住の場合は、宣誓は受付しますが、受領証は一方または双方が市内に転入したことを確認できてから受領証等を交付します。確認書類として、市内へ転入したことを証明する住民票などを来庁または郵送にて提出していただきます。
- ③ 双方に配偶者がいないこと(事実上婚姻関係にあるものを含む)
 - ※パートナーシップの宣誓をしようとするお二人が同性婚を認めている外国で結婚している場合は宣誓が可能です。
- ④ 双方が宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤ 双方の関係が近親者でないこと
 - ※養子縁組によって、宣誓しようとするお二人が近親者となっている場合は宣誓が可能です。

3 宣誓に必要なもの

(1)住所が確認できる書類

• 住民票(宣誓日以前3ヵ月以内に発行されたもの) または転出証明書(大分市内へ転入予定であることを証明する書類)

(2)独身であることが証明できる書類

- ・ 独身証明書や戸籍抄本など(宣誓日以前3ヵ月以内に発行されたもの)
 - ※外国人の場合は、本国(大使館や領事館)から、その旨の証明書を 取り寄せ、日本語訳も付けて提出していただきます。
 - ※同性婚が認められている国において宣誓するお二人が結婚している場合は、結婚していることが証明できる書類を取り寄せ、日本語訳も付けて提出していただきます。

(3) 本人確認書類

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポート(旅券)、運転免許証、 などの官公署が発行の顔写真が添付された免許証、許可証等
 - (1)、(2) の書類については、提出していただきます。
 - (3) については、宣誓されるお二人が、ご本人であることを確認するために、いずれかを提示していただきます。



4 宣誓手続きの流れ

(1) 宣誓する日時を事前に電話で予約

TEL: 097-574-5577 (大分市男女共同参画センター(たびねす))

予約受付時間:午前9時~午後5時

※月~金曜日(土・日曜日、祝日、休館日を除く)

- 宣誓を希望する日の原則2日前までに電話で予約をしてください。
- ・ご希望に応じて、個室を用意します。
- ・郵送等での宣誓はできません。

(2) パートナーシップ宣誓

場 所:大分市男女共同参画センター(たびねす)

大分市府内町 1 丁目 5番 38号 コンパルホール 2階

時 間:午前9時~午後4時

※月~金曜日(土・日曜日、祝日、休館日を除く)

- ・必要書類を揃え、予約した日時に必ずお二人でお越しください。
- 市職員の面前で宣誓書を記載していただきます。
- ・宣誓をしていただく前に「パートナーシップ宣誓に係る確認書」を 記載していただきます。

(3) 内容確認

提出書類について、宣誓の対象となる要件を備えているか確認します。

(4) 宣誓書受領証の交付

宣誓の要件を満たしている場合「パートナーシップ宣誓書の写し」「パートナーシップ宣誓に係る確認書の写し」「宣誓書受領証」を交付します。

・受領証発行に時間を要しますので、「宣誓書受領証」「宣誓書の写し」 「確認書の写し」は、後日、男女共同参画センターに取りに来ていた だくか、受付後おおむね一週間程度で、簡易書留にて郵送します。

5 宣誓当日の流れ

(1) 宣誓する場所へお越しください。

事前に電話予約した日時に、宣誓されるお二人が揃って、大分市男女共 同参画センター(たびねす)へお越しください。

(2) 宣誓の対象となる要件を確認します。

宣誓しようとするお二人が、宣誓の対象となる要件を満たしているかを確認するため、市職員の面前で「パートナーシップの宣誓に関する確認書 (様式第2号)」に自署していただきます。

(3) いよいよ、お二人で宣誓していただきます!

"お互いが人生のパートナーであることを宣誓するため"に、市職員の面前で「パートナーシップ宣誓書(様式第1号)」に自署していただきます。

※宣誓書等への自署が困難な場合は、宣誓者の了承のうえ代筆が可能です。



6 宣誓後について

(1) 市から交付する書類

宣誓されたお二人それぞれに、以下の3点を交付します。後日取りに来ていただくか、簡易書留にて郵送します。

☆パートナーシップ宣誓書(様式第1号)の写し

☆パートナーシップ宣誓に関する確認書(様式第2号)の写し

☆パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号) ※カード形式

【パートナーシップ宣誓書受領証(表面)】

,	ペートナ	ーシッ	プ宣誓書受領証	É
One CID	綱に基		ナーシップ宣誓制度に関 ートナーシップの宣誓をさ	. ,
本人氏名	, 		パートナー氏名	
		様 		様
年	月 日		大分市長印	

【パートナーシップ宣誓書受領証(裏面)】

できる地域社会の実現を目指し せるものではありませんが、お二	互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜 <mark>びを実感 ています。この受領証は、法律上の効果を生じさ 人のパートナーシップを尊重することで、互いを人 いきいきと輝き活躍されることを期待しています。。</mark>
戸籍上の氏名(通称名を使用	用の場合)↓
本人氏名↩	パートナー氏名。
and the same of th	
【本受領証の提示を受けた方へ	√】上記の趣旨をご理解いただきますと <mark>ともに、</mark> 。
個人情報の取扱いには、十分	みな配慮をお願いします。↓ No.↓

(2) 受領証の再交付について

「パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号)」を紛失、毀損又は汚損した場合等は、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第4号)」の提出により再交付します。

- ※紛失以外の理由で再交付する場合は、旧受領証を回収します。
- ※新受領証は、後日取りに来ていただくか、簡易書留にて郵送します。

(3) 宣誓書の記載事項の変更について

「パートナーシップ宣誓書(様式第1号)」に記載された住所・氏名・通称名 (社会生活上日常的に使用している氏名)に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第5号)」を提出してください。なお、受領証に変更が生じる場合は、旧受領証を提出していただき、記載事項を変更した 新受領証を後日交付します。

(4)受領証の返還について

双方の意思によりパートナーシップが解消された場合や一方の死亡(注1)、 双方が大分市外へ転出した場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)」に「パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号)」を添付し、大 分市へ受領証を返還してください。

注1:希望された方については、返還いただいた受領証を使用できないよう処理した上で返却します。また、パートナーシップ宣誓制度の連携協定を締結している自治体へ転出する場合は、転出先の自治体で大分市が交付した受領証を使用することができます。詳しくは、次項(5)・(6)をご覧ください。



(5) 大分県との受領証の相互利用について

大分県が、令和6年4月1日からパートナーシップ宣誓制度の運用を開始しており、大分市及び大分県が、それぞれの制度に基づき交付する受領証は相互に利用できるようにしています。

また、大分市のパートナーシップ宣誓制度にて宣誓されたお二人が、県内市 外へ転出する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書(様式第 7号)」を提出することで、転出先にて大分市が交付した受領証を継続して使用 することができます。

(6) 県外の自治体との受領証の相互利用について

大分市とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している 自治体へ転出する方で、転出先において引き続き大分市が発行した宣誓書受領 証の使用を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書 (様式第7号)」に、お二人の受領証の写しを添付して提出いただくと、継続し て大分市が交付した受領証を使用することができます。

- ※転出先で再度の申請が不要となることから精神的・経済的負担の軽減を図る取組です。
- ※相互利用に関する協定を大分市と締結している自治体から転入される方は、お住まいの自治体に手続き等についてお問い合わせください。
- ※大分市と協定を締結した自治体については、大分市ホームページで掲載していきます。

(7) 通称名の使用について

宣誓者は、性別違和等の理由により通称名(社会生活上日常的に使用している氏名)で宣誓することができます。

※交付する受領証には、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

(8) 宣誓の無効について

宣誓者の一方から返還届の提出があった場合や制度が利用できる要件(2 ページの②~⑤)のいずれかに該当しなくなったと認められた場合は、宣誓が無効となります。

(9) 交付番号の公表について

受領証の返還や宣誓が無効となった場合は、受領証の交付番号(受領証裏面右下に印字)を大分市ホームページで公表します。

行政サービス等のご利用について



「おおいたパートナーシップ宣誓制度」は大分市の要綱に基づくもので、法的な効力はありませんが、宣誓書受領証をお持ちであれば、大分市の一部の行政サービス等が利用できるようになります。

利用できる行政サービス等は、大分市ホームページをご覧ください。

7 おおいたパートナーシップ宣誓制度に関するQ&A

Q1. パートナーシップ宣誓をすると住民票や戸籍に記載されますか?

法律上の婚姻ではないため、住民票にも戸籍にも記載されません。

Q2. パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか?

宣誓に費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な書類(住民票など)の発行手数料は自己負担していただく必要があります。

Q3. 宣誓することができる人は?

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを 約束した、一方または双方が性的マイノリティ(少数者)である方で一方または 双方が大分市に住所がある方、または14日以内に大分市に転入を予定している 方が宣誓の対象です。大分市に転入後は、住民票の提出が必要です。

詳しくは2ページ「 → 宣誓することができる方」をご覧ください。

Q4. パートナーと同居していないと宣誓できないのですか?

必ずしも、同居している必要はありません。

Q5. 制度利用者のプライバシーは守られますか?

宣誓当日に個室を希望される場合は、事前予約の際にお申し出ください。 また、提出していただく書類や記載されている内容等の個人情報については、 本人の同意なく外部に情報提供することはありません。



Q6. 代理の人に宣誓してもらうことは可能ですか?

市職員の面前で、宣誓書等に記載していただくため、必ずお二人そろって窓口にお越しください。ご自分での記載が難しい場合は、代筆が可能です。

Q7. 通称名は使用できますか?

性別違和などの理由で、通称名(社会生活上日常的に使用している氏名)で宣誓をすることができます。

受領証も通称名で交付します。受領証の裏面には、戸籍上の氏名を記載します。

Q8. 宣誓書受領証は即日交付できますか?

受領証発行に時間を要しますので、「宣誓書受領証」「宣誓書の写し」「確認書の写し」は、後日、男女共同参画センターに取りに来ていただくか、受付後おおむねー週間程度で、簡易書留にて郵送します。

Q9. この制度は、結婚とは違うのですか?

結婚は民法に基づき行うもので、相続などの財産にかかわる権利・税金の控除・ 扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、おおいたパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づいて行われるものですので、法的効力はありません。

Q10. なぜ、パートナーシップ宣誓制度を導入するのですか?

人生のパートナーであるお二人の生活するうえでの困りごとを軽減するなど、 性的マイノリティ(少数者)の方々が安心して暮らしていける地域社会につなげ るため、本制度を導入します。

この制度の導入をきっかけに、多様な性のありようへの理解が深まり、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会となることを期待しています。



Q11. 手続きに必要な様式は事前に入手できますか?

大分市ホームページまたは男女共同参画センターにて入手することができます。 ただし、宣誓に必要な「パートナーシップ宣誓書(様式第1号)」及び「パート ナーシップ宣誓に係る確認書(様式第2号)」は、宣誓当日、市職員の面前で記入 していただきます。

Q12. 宣誓時に提出する書類(住民票など)はコピーでも可能ですか?

コピーではなく、原本の提出をお願いします。

Q13. 宣誓後は、どのような行政サービス等が受けられるようになりますか?

宣誓書受領証をお持ちであれば、大分市の一部の行政サービス等が利用できるようになります。

利用できる行政サービス等は、大分市ホームページをご覧ください。



8 参考資料(要綱)

おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市人権教育・啓発基本計画の理念に基づき、市民一人 ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実 現を目指すため実施するおおいたパートナーシップ宣誓制度に係る取扱いにつ いて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において相 互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2者 の関係をいう。
 - (2) 宣誓 パートナーシップにある2者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
 - (3) 性的マイノリティ 性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)が必ずしも異性愛のみではない者又はジェンダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識をいう。)が出生時に判定された性と異なる者をいう。

(宣誓の対象者の要件)

- 第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
 - (2) 一方又は双方が本市に住所を有すること。ただし、双方が本市に住所を有しない場合にあっては、一方又は双方が宣誓の日から起算して原則として14日以内に転入(本市の区域外から区域内への住所の変更の届出をすることをいう。以下同じ。)を予定していること。
 - (3) 現に双方に配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び宣誓に係る相手方以外の者との間にパートナーシップがないこと。
 - (4) 双方の関係が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

- 第4条 宣誓をしようとする2者(以下「宣誓をしようとする者」という。)は、 双方揃って市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下 「宣誓書」という。)及びパートナーシップの宣誓に関する確認書(様式第2号。 以下「確認書」という。)に自署し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するも のとする。この場合において、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣 誓書に記入することができないと市長が認めるときは、市職員及び双方の立会 いのもとで、これを代筆させることができる。
 - (1) 本市が発行する住民票の写し(本市に住所を有さず本市への転入を予定している場合にあっては、転出証明書等その事実が確認できる書類)(宣誓書を提出する日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - (2) 独身証明書又は戸籍抄本(日本国籍を有しない者にあっては、現に婚姻していないことを証する書類その他市長が認める書類)(宣誓書を提出する日前3月以内に発行されたものに限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項各号の書類 に類する書類(同項各号に規定する期間内に発行されたものに限る。)をもって これに代えることができるものとする。
- 3 市長は、宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる 書類のいずれかの提示を求めるものとする。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 在留カード
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明 証等であって、宣誓をしようとする者本人の顔写真が添付されたもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか本人であることを証するものとして市長が認める書類
- 4 市長は、双方が本市に住所を有しない場合、一方又は双方の転入後速やかに 住民票の写しの提出を求めるものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名(社会生活上日常的に使用している氏名をいう。 以下同じ。)を使用することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定による宣誓が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、宣誓書に係る2者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)に宣誓書の写し及び確認書の写しを添えて交付するものとする。この場合において、前条の規定により宣誓書に通称名を使用したときは、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合は、

これに準ずるもの)を受領証の裏面に記載するものとする。

(受領証の再交付)

- 第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた2者(以下「宣誓者」という。) は、当該受領証を紛失し、毀損し、又は汚損したときその他再交付を求める事 由が生じたときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書 (様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証 の再交付を申請することができる。この場合において、再交付申請書を提出し ようとする者の一方又は双方が自ら再交付申請書に記入することができないと 市長が認めるときは、これを代筆させることができる。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第4条第1項の規定により 提出された宣誓書が、第13条の規定により保存されている場合に限り、受領 証を再交付するものとする。
- 3 宣誓者は、第1項の規定による申請の際に前条の規定により交付を受けた受領証を市長に返還しなければならない。ただし、紛失を理由とする再交付を受けた場合にあっては、その後において紛失した受領証を発見した日以後速やかに同条の規定により交付を受けた受領証を市長に返還しなければならない。
- 4 市長は、再交付申請書を提出した者が本人であることを確認するため、第4 条第3項各号に掲げる書類の提示又は当該書類の写しの提出を求めるものとする。

(宣誓事項の変更)

- 第8条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合(次条の規定により受領証を返還する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)に、変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証(受領証の記載事項に変更が無い場合を除く。)を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、変更届を提出しようとする者の一方又は双方が自ら変更届に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。
- 2 市長は、前項の規定による変更届の提出があったときは、受領証の記載事項 を変更し、宣誓者に交付するものとする。

(受領証の返環)

- 第9条 宣誓者は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当したときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号。以下「返還届」という。)に受領証を添えて市長に返還しなければならない。この場合において、返還届を提出しようとする者の一方又は双方が自ら返還届に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。
 - (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消された場合
 - (2) 一方が死亡した場合
 - (3) 双方が本市の区域外に転出(本市の区域内から区域外への住所の変更の届

出をすることをいう。以下同じ。)した場合(第12条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書を提出する場合を除く。)

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、紛失等の理由により受領証を添付することが困難であると認めるときは、受領証の添付を要しないこととすることができる。
- 3 第1項の規定にかわらず、市長は、同項第2号に掲げる事由に係る返還届を 提出した宣誓者が、引き続き当該受領証の保持を希望するときは、当該受領証 に当該事由の発生の日の翌日以後、当該受領証を使用することができない旨を 明示した上で、双方の受領証を宣誓者に返却するものとする。

(宣誓の無効)

- 第10条 宣誓は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日後に無効とする。
 - (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないと市長が認めるとき パートナーシップにある2者の一方から返還届の提出があった日
 - (2) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき(第12条第1項に規定するパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書を提出する場合を除く。) 要件に該当しなくなったことを市長が認めた日
- 2 宣誓者は、前項の規定により宣誓が無効となったときは、第6条の規定により交付を受けた受領証を、前条の規定の例により返還しなければならない。

(交付番号の公表)

第11条 市長は、第9条の規定により返還届が提出された場合又は前条第1項 の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証の交付番号(受領証ごとに付 与された番号をいう。以下同じ。)を公表することができる。

(自治体間での相互利用)

- 第12条 宣誓者の双方が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書(様式第7号。以下「継続使用申請書」という。)に2名分の受領証の写しを添えて提出したときは、転出先の自治体において継続して本市が交付した受領証を使用することができる。この場合において、継続使用申請書を提出しようとする者の一方又は双方が自ら継続使用申請書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。
- 2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証(当該自治体において継続使用の手続がされたものに限る。)を、本市において継続して使用することができる。
- 3 第1項の規定により継続して受領証を使用している者が第9条第1項第1号 若しくは第2号の事由に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以

外の自治体に転出した場合には、当該受領証を市長に返還しなければならない。 4 第1項の規定により継続して使用する受領証に係る再交付、宣誓事項の変更、 返還、宣誓の無効及び交付番号の公表については、第7条から前条までの規定 を準用する。

(宣誓書の保存)

第13条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(準用)

第14条 第7条第4項の規定は、第8条第1項の規定による宣誓書の記載事項の変更、第9条第1項の規定による受領証の返還(第10条第2項においてその例による場合を含む。)及び第12条第1項の規定による受領証の継続使用の申請に係る本人確認について準用する。

(周知啓発)

第15条 市長は、おおいたパートナーシップ宣誓制度の趣旨が十分に理解され、 公平かつ適切な対応が行われるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるも のとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、おおいたパートナーシップ宣誓制度に 関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のおおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱の規定(第9条第 3項の規定を除く。)は、この要綱の施行の日以後に行われる宣誓について適用 し、同日前に行われた宣誓については、なお従前の例による。

パートナーシップ宣誓書

	/\—\r\	/ 一シップ 旦言	`音		
大分市長	殿				
私たち		ک			は、
おおいたパートナ	ーシップ宣誓制	削度に関する要綱の類	見定に基づ	ゔき、お互い	をその
人生のパートナーと	することを宣誓し	、ここに署名します。			
			年	月 日	
(宣誓をしようとす	る者)	(宣誓をしよう	とする者)		
住 所		住所			
氏 名		氏 名			
(代筆者)					
住所					
氏 名					
※ 宣誓をしようとする 段に代筆者の住所		てください。やむをえない ください	場合は代質	筆が可能です	□が、下
※ 通称名で宣誓する		NICCV .			

※ 氏名の欄は、戸籍上の氏名をご記入ください。

パートナーシップの宣誓に関する確認書

年	月	日

大分市長 殿

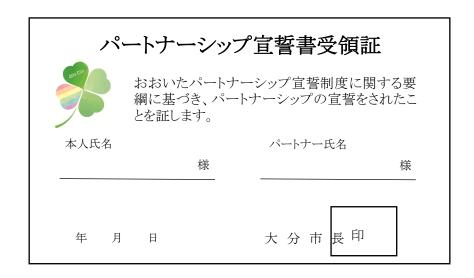
私たちは、おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱の規定に基づくパートナーシップ の宣誓(以下「宣誓」という。)に先立ち、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

なお、要綱第9条の規定により返還届を提出した場合又は要綱第10条第1項の規定により宣誓が 無効となった場合は、受領証の交付番号を市が公表することに同意します。

確認事項(以	下の要件に該当することを確認のうえ確認欄に「✔」をつけてください)	確認欄
第2条	互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2者であること。	
第3条第2号	次のいずれかに該当すること。 ・一方又は双方が本市に住所を有していること。 ・双方が市内に住所を有していない場合は、一方又は双方が14日以内に市内への転入を予定していること。 ※転入予定の場合は、転入後速やかに住民票の写しを提出すること。 (転入予定日: 年 月 日) (転入予定日: 年 月 日)	
第3条第3号	・双方に配偶者(事実上婚姻関係にあるものを含む。)がいないこと。 ・宣誓に係る相手方以外の者との間にパートナーシップ(パートナーシッ プに基づく養子縁組、他自治体のパートナーシップ制度を含む。)がない こと。	
第3条第4号	宣誓をしようとする者同士の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係(パートナーシップに基づいた養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。	
住 所:	住 所:	

住 所: フリガナ 氏 名:		住 所: フリガナ 氏 名:	
(通称名:)	(通称名:)
電話番号:		電話番号:	
(代筆者)			
住 所:			
氏 名:			

(表面)



(裏面)

できる地域社会の実現を目指 せるものではありませんが、おこ	「互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感しています。この受領証は、法律上の効果を生じさこ人のパートナーシップを尊重することで、互いを人でいきいきと輝き活躍されることを期待しています。
戸籍上の氏名(通称名を使	用の場合)
本人氏名	パートナー氏名
【本受領証の提示を受 <mark>けた方</mark> 個人情報の取扱いに <mark>は、十</mark>	へ】上記の趣旨をご理解いただきますと <mark>ともに、</mark> 分な配慮をお願いします。 No.

備考

寸法は、縦54ミリメートル、横85ミリメートルとする。

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

大分市長	殿					
年 再交付を受けた! の規定により申請	いので、おお					誓書受領証の 岡第7条第1項
再交付を希望 紛失 毀損 汚損	する理由(い	ずれかに☑を	してください。	,)		
□ その他 (3	理由:)
				年	月	日
住 所						
氏 名						
電話番号						
(代筆者)						
住所						
氏名						

※毀損、汚損又はその他の場合、当該パートナーシップ宣誓書受領証を添付して提出してください。 ※本人確認ができる書類を提示し、又は写しを添付してください。

パートナーシップ宣誓書記載事項変更届

大分市長	殿				
おおいたパー り届け出します。	トナーシップ宣誓制	度に関する要綱第8彡	条第1項の規定	ことり、次	のとお
			年	月	日
(3	変更前)		(変更行	後)	
<u>住</u> 所 フリガナ 氏 名 (通称名) 電話番号		<u>住</u> 所 フリガナ 氏 名 でリガナ (通称名) 電話番号			
(代筆者) <u>住</u> 所 氏名		_			
※ 変更のあった	と事項のみ記入してく	ださい。			

※ 変更内容の分かる書類及びパートナーシップ宣誓書受領証を添付してください。

※ 本人確認ができる書類を提示し、又は写しを添付してください。

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

大分市長	殿					
おおいたパートナーシュにより、受領証を返還しま		する要綱	第9条〕	又は第10	条第2項の	規定
返還する理由(いずれた□ パートナーシップの		(\' ₀)				
□ 宣誓者の死亡 (] をしてくだ ≥使用できぇ	さい。 ないようタ	処理した上	での返却)	
□ 大分市からの転出□ その他 (理由:)
						,
				年	月	日
住 所		住	所			
氏 名		氏	名			
電話番号		電話	番号			
(代筆者)						
住所						

※パートナーシップ宣誓書受領証を添付してください。

氏名

※本人確認ができる書類を提示し、又は写しを添付してください。

証の継続使用を申請します。

大分市長

ることがあります。

パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書

おおいたパートナーシップ宣誓制度に関する要綱第12条第1項の規定により、受領

殿

なお、本申請書の写し等を転出先自治体へ	提供することに	に同意します	+.	
		年	月	日
(現住所)				
住 所	住 克	近		
氏 名	<u>氏</u> 4	Ż		
電話番号	電話番	<u> </u>		
(新住所) 住所	住所			
(代筆者)				
住所				
氏名				
※ 2名分のパートナーシップ宣誓書受領証の			o	
※ 本人確認ができる書類を提示し、又は写し ※ 転出先自治体によっては、パートナーシッ			写〕 笙を坦	出去
一次 野田川目印浄によつては、ハートノーンツ	ノ 旦言时処従	出青規り	ナレ守と灰	

9 電話相談・性的マイノリティに関する関連団体

LGBT等に関する相談窓口

大分県では、「性の自認や性的指向などの悩み」についての相談窓口を開設し、 大分県公認心理師協会に所属する公認心理師や臨床心理士が、ご本人やご家族、 友人等からの相談をお聞きしています。

相談は無料で秘密は守られます。匿名での相談も可能です。安心してご相談ください。

専用電話:070-4793-4407

毎週水曜日・金曜日 19:00~22:00

相談時間は、お一人1回:最大30分を目安とします。

メールでの相談を希望される場合は、下記アドレスにお願いします。 なお、回答は相談開設日となります。

メールアドレス:madoguchi-oita13710@au.com

(お問い合わせ)

大分県生活環境部人権尊重 • 部落差別解消推進課

TEL: 097-506-3175

大分県内で活動する団体

「SOGIE (LGBT) サポートチーム ココカラ!」

メールアドレス:sabaoku@gmail.com

【活動概要】

LGBT(性的少数者)をはじめとする社会的マイノリティな立場におかれている方に対する社会側の理解啓発をすすめるための講演活動、性的少数者が孤立しないようにするための交流会の実施や個別相談を行っている。

「はろっと!おおいた」

X(旧 Twitter):「はろっと!おおいた」で検索

【活動概要】

大分県及びその周辺の地域に在住するLGBTQ当事者の居場所や交流の場を提供し、交流をとおして生きづらさを軽減することを目的として活動している。

大分市男女共同参画センター(たびねす)のご案内



<問い合わせ先>

〒870-0021 大分市府内町1丁目5番38号 コンパルホール2階

大分市市民部生活安全・男女共同参画課 大分市男女共同参画センター(たびねず)



TEL: 097-574-5577 FAX: 097-537-3666 E-mail: danjokyodo@city.oita.oita.jp

作成:大分市男女共同参画センター(たびねす)

2023年(令和5年)10月 発行 2024年(令和6年) 4月 改訂